

報 道 資 料

令和6年9月25日
総務部法務文書課
県政情報公開係 石河、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第291号答申について

行政文書の全部開示決定に対する審査請求についての諮問第324号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和6年9月25日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通指導課）
- ◎ 対象行政文書：交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由が分かるもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：全部開示決定
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の特定について

審査請求人は、交通違反告知と運転免許更新処分について別々の者が行うと道路交通法が取えているのは、その解釈が分かれる事態への対応を上回る利益や必要性が考慮されていたはずであるとして、本件行政文書以外に交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由がわかる文書が存在する旨主張しているのに対し、諮問実施機関は、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する文書を保有していない旨主張しているため、以下検討する。

諮問実施機関は、審査請求人が本件開示請求において求める「理由がわかるもの」とは、立法論、立法政策、立法者意思、立法裁量その他の立法に関する行政文書であると推認したものの、可能な限りの検索を実施し、本件行政文書の第126条に交通違反告知を行う者が警察官又は交通巡視員である旨規定され、第101条第6項に運転免許更新処分を行う者が公安委員会である旨規定されていることから、これらの規定が交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が相違するものである根拠として、本件行政文書を特定した旨説明している。

この点について、事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、諮問実施機関は道路交通法を所管しているわけではなく、同法所管の警察庁が発出した規定の趣旨等に関する通知にも、交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由について記載されていないとのことであった。

そうすると、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在しないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年	9月22日		
② 決定	平成30年	10月4日	付けで全部開示決定	
③ 審査請求	平成30年	10月8日		
④ 諮問	平成30年	11月8日		
⑤ 経過	令和6年	1月26日	第272回審査会	審議
	令和6年	3月11日	第273回審査会	審議
	令和6年	5月10日	第274回審査会	審議
	令和6年	6月14日	第275回審査会	審議